

令和4年度農林水産ネット販売等販路拡大支援業務委託に関する質問及び回答

<質問①>

業務委託仕様書「4 委託内容」の「(1)エ」について、「受託者が販売手数料を加算し販売する場合は、委託契約期間における当該委託事業に係る売上げの総額が、委託契約期間中における生産者からの買取金額の総額を超過する場合は、その超過した金額を三重県に納付するものとする。」とあるが、売上総額が買取金額の総額を下回った場合は、差額分を委託費から捻出してよいか？

また、開催予定のマルシェ運営事務局等が規定する販売手数料は、委託費から捻出してよいか？

<回答①>

売上総額が買取金額の総額を下回った場合の差額分及び開催予定のマルシェ運営事務局等に支払う販売手数料について、委託費からの負担を可とします。

<質問②>

業務委託仕様書「4 委託内容」の「(1)エ」について、委託販売を行う際の手数料は、マルシェ運営事務局等が規定する販売手数料とイコールにする必要はあるのか？

<回答②>

委託販売を行う際の手数料とマルシェ運営事務局等が規定する販売手数料は、同じにする必要はありません。

<質問③>

業務委託仕様書「4 委託内容」の「(1)エ」について、参加事業者の農林水産物の送料は、委託費から捻出してよいか？

<回答③>

参加事業者の農林水産物の送料については、委託費での負担又は事業者の自己負担のどちらでも可としますが、当該委託事業が効果的となるよう提案してください。

<質問④>

業務委託仕様書「4 委託内容」の「(3)」について、商談会の実施場所は、三重県内又は首都圏のどちらでの開催を想定されているのか？

<回答④>

商談会の開催場所については、特に想定していません。開催するうえで、バイヤー及び農林水産事業者が参加しやすく、かつ、県産農林水産物等の魅力を十分に伝えられるよう、開催場所を含めて提案してください。

<質問⑤>

業務委託仕様書「4 委託内容」の「(3)」について、商談会に参加する農林水産事業者の選定は、受託者が農林水産事業者へ広く周知して募集するのか？

<回答⑤>

農林水産事業者は、条件を示したうえで受託者が広く周知して募集します。募集条件は、受託者と県で協議して決定することとしますが、募集方法や定員、選定方法、品目の偏りを少なくする工夫については提案してください。